

新 旧 対 照 表

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第二章 航空機燃料税の税率軽減措置関係（租特法第90条18《沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》及び第90条19《特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》関係）</p> <p>（「航空法第100条第1項に規定する許可を受けた者」の意義）</p> <p>3 <u>租特法第90条の8第1項に規定する「航空法第100条第1項に規定する許可を受けた者」又は租特法第90条の9第1項に規定する「航空法第100条第1項に規定する許可を受けた者」とは、航空法第100条第1項《許可》の規定により国土交通大臣の許可を受けた航空運送事業（他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。以下同じ。）を行う者をいう。</u></p> <p>4 （削 除）</p>	<p>第二章 航空機燃料税の税率軽減措置関係（租特法第90条18《沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》及び第90条19《特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例》関係）</p> <p>（「航空法第100条第1項に規定する免許を受けた者」の意義）</p> <p>3 <u>租特法第90条の8第1項に規定する「航空法第100条第1項に規定する免許（当該免許に係る路線が沖縄島と沖縄以外の本邦の地域との間の路線であるものに限る。）を受けた者」又は租特法第90条の9第1項に規定する「航空法第100条第1項に規定する免許（当該免許に係る路線が特定離島路線であるものに限る。）を受けた者」とは、航空法第100条第1項《免許》の規定により路線ごとに運輸大臣の免許を受けた定期航空運送事業を行う者のうち、沖縄路線又は特定離島路線の免許を受けた者をいう。</u></p> <p><u>（注）定期航空運送事業とは、一の地点と他の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行う航空運送事業（他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう。以下同じ。）をいう。</u></p> <p>（「航空法第121条第1項に規定する免許を受けた者」の意義）</p> <p>4 <u>租特令第50条の3第1項《沖縄路線航空機の範囲》に規定する「航空法第121条第1項に規定する免許を受けた者」又は租特法第90条の9第1項に規定する「同法第121条第1項に規定する免許を受けた者」とは、いずれも航空法第121条第1項《不定期航空運送事業》の規定により運輸大臣の免許を受けた定期航空運送事業以外の航空運送事業（以下「不定期航空運送事業」という。）を行う者をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>(「飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」の意義)</p> <p>6 租特法第90条の8第1項又は租特法第90条の9第1項に規定する「当該離陸前に<u>国土交通大臣</u>の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」とは、沖縄路線又は特定離島路線に係る出発地となる飛行場を離陸する前に<u>国土交通大臣</u>の承認を受けた、又は通報した飛行計画において明らかにした最初に着陸することとしている飛行場(以下「着陸予定飛行場」という。)をいうが、具体的には次に掲げる飛行場をいう。</p> <p>(1) (省 略) イ～ロ (省 略)</p> <p>(2) 特定離島路線の場合 特定離島路線の使用飛行場である飛行場を離陸する航空機が、離陸後最初に着陸することとしている飛行場 (注) 飛行計画は、航空法第97条第1項又は第2項《飛行計画及びその承認》の規定により、飛行場から出発し、又は飛行しようとする都度に<u>国土交通大臣</u>の承認を受け、又は通報しなければならないこととされている。したがって、寄航地を経由して航行する場合には、最初の出発地で承認を受け、又は通報した飛行計画において明らかにした最初の着陸地とは、最終目的地ではなく寄航地となるのであるから留意する。</p> <p>(沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機となる時等の具体的取扱い)</p> <p>9 租特法第90条の8第2項、第3項又は同法第90条の9第2項から第5項に規定する「一般国内航空機となる時」、「沖縄路線航空機となる時」又は「特定離島路線航空機となる時」とは、飛行場を離陸する前に<u>国土交通大臣</u>の承認を受けた、又は通報した飛行計画により、「一般国内航空機」、「沖縄路線航空機」又は「特定離島路線航空機」となることが明らかになった場合における当該飛行計画の承認を受けた、又は通報した時をいう。</p> <p>なお、「一般国内航空機となる時」とは、エンジンの分解整備等航空機燃料の消費を伴う点検整備を受けることとなった時が含まれるのであるから留意する。</p>	<p>(「飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」の意義)</p> <p>6 租特法第90条の8第1項又は租特法第90条の9第1項に規定する「当該離陸前に<u>運輸大臣</u>の承認を受けた、又は通報した飛行計画において最初の着陸地とした飛行場」とは、沖縄路線又は特定離島路線に係る出発地となる飛行場を離陸する前に<u>運輸大臣</u>の承認を受けた、又は通報した飛行計画において明らかにした最初に着陸することとしている飛行場(以下「着陸予定飛行場」という。)をいうが、具体的には次に掲げる飛行場をいう。</p> <p>(1) (同 左) イ～ロ (同 左)</p> <p>(2) 特定離島路線の場合 特定離島路線の使用飛行場である飛行場を離陸する航空機が、離陸後最初に着陸することとしている飛行場 (注) 飛行計画は、航空法第97条第1項又は第2項《飛行計画及びその承認》の規定により、飛行場から出発し、又は飛行しようとする都度に<u>運輸大臣</u>の承認を受け、又は通報しなければならないこととされている。したがって、寄航地を経由して航行する場合には、最初の出発地で承認を受け、又は通報した飛行計画において明らかにした最初の着陸地とは、最終目的地ではなく寄航地となるのであるから留意する。</p> <p>(沖縄路線航空機又は特定離島路線航空機となる時等の具体的取扱い)</p> <p>9 租特法第90条の8第2項、第3項又は同法第90条の9第2項から第5項に規定する「一般国内航空機となる時」、「沖縄路線航空機となる時」又は「特定離島路線航空機となる時」とは、飛行場を離陸する前に<u>運輸大臣</u>の承認を受けた、又は通報した飛行計画により、「一般国内航空機」、「沖縄路線航空機」又は「特定離島路線航空機」となることが明らかになった場合における当該飛行計画の承認を受けた、又は通報した時をいう。</p> <p>なお、「一般国内航空機となる時」とは、エンジンの分解整備等航空機燃料の消費を伴う点検整備を受けることとなった時が含まれるのであるから留意する。</p>